

与那原町公告第 64 号

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び与那原町契約規則第 5 条の規程に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年 10 月 3 日

与那原町長 古堅 國雄



1. 入札に付する事項

- (1) 件 名 与那原町原動機付自転車等オリジナル標識製作業務
- (2) 契約内容 仕様書による
- (3) 納入期限 平成 30 年 2 月 28 日 (水)
- (4) 上限価格 1,315,000 円 (税抜)
- (5) 最低制限価格 有
- (6) 入札保証金 入札保証金に関する事項を参照
- (7) 契約保証金 免除
- (8) 見積書の提出 入札に参加する者については、見積書を入札前までに提出すること。

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格

入札公告日から本契約締結日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (ア) 本業務の遂行にあたり、専門的かつ十分な能力を有し、本業務実績を 100 自治体以上自社または協力会社が有すること。
- (イ) 直近 2 年間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上誠実に履行し、かつ、契約締結をしない恐れがないと認められる者。
- (ウ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規程に該当しない者であること。
- (エ) 与那原町から指名停止の措置を受けていないこと。
- (オ) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び与那原町の指示に柔軟に対応できること。
- (カ) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (キ) 暴力団 (与那原町暴力団排除条例 (平成 23 年条例第 17 号) 第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。) 又は暴力団員 (与那原町暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。) と密接な関係を有する者でないこと。
- (ク) 成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (ケ) 国税、県税及び市町村税について滞納がないこと。

(2) 提出書類

本業務に係る入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格申請書及び添付書類を与那原町役場税務課に持参又は郵送するものとし、平成 29 年 10 月 13 日（金）（消印有効）とする。なお、添付書類を審査の上、入札資格確認結果通知書にて、平成 29 年 10 月 18 日（水）17 時までに結果通知を行う。

(3) 参加者の失格

入札者が次の事項に該当すると与那原町が判断した場合は失格とする。  
ただし、与那原町がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

- (ア) 本公告を遵守しない場合
- (イ) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (エ) 参加資格を欠いていることが判明した場合
- (オ) その他参加者の失格事項に相当するものと、与那原町が判断した場合

3. 入札・開札の日時及び場所

- (1) 入札日時 平成 29 年 10 月 27 日（金）午後 2 時
- (2) 入札場所 与那原町役場 2 階 委員会室
- (3) 入札方法 紙（入札書）による入札とする。
- (4) 開札日時 入札終了後、即時おこなう。
- (5) 郵送による入札は不可とする。

4. 入札に必要な書類を配布する場所及び申請書類等提出期間

(1) 配布する場所

〒901-1392 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原 16 番地  
与那原町役場 1 階 税務課

(2) 配布・提出期間

平成 29 年 10 月 3 日（火）から平成 29 年 10 月 13 日（金）  
※提出については、消印有効

5. 質問・回答の期間及び方法

(1) 質問期間及び方法

- (ア) 質問期間 平成 29 年 10 月 3 日（火）～平成 29 年 10 月 10 日（火）17 時
- (イ) 質問方法 「質問書」を FAX にて提出すること。併せて電話にて送信した旨連絡すること。（質問が無い場合は不要）  
提出先：与那原町役場 税務課 砂田 早苗 FAX 番号：098-946-4597

(2) 回答期限及び方法

(ア) 回答期限 平成 29 年 10 月 11 日 (水) 17 時

(イ) 回答方法 FAX にて回答

6. 入札保証金に関する事項

(1) 与那原町契約規則第 6 条の規定により、入札保証金額は入札金額の 100 分の 5 以上の金額とする。ただし、次のいずれかに掲げる場合においては、入札保証金の全部または一部を免除することができる。

(ア) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に本町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(イ) 一般競争入札に参加しようとする者が過去 2 年間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上誠実に履行しており、かつ、契約締結をしない恐れがないと認められるとき。

7. 無効入札に関する事項

(1) 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(ア) 入札参加資格のない者が入札をしたとき。

(イ) 所定の日時までに入札保証金等の納付がないとき。

(ウ) 同一事項について 2 通以上の入札をしたとき。

(エ) 入札金額の記載に訂正があるとき、又は金額が不明瞭なとき。

(オ) 入札書に記名押印がないとき。

(カ) 入札に関し不正な行為があったとき。

(キ) その他この規則の当該規定又は入札条件に違反したとき。

8. その他

(1) 提出された関係書類は返却しない。

(2) 台風等により路線バスの運行が停止となった場合、入札の 2 時間前までにバスの運行が開始されなければ、入札等は延期となる。延期後の日程は与那原町ホームページで掲載する。

(3) 本公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）、地方自治法施行令（昭和二十二年五月三日政令第十六号）及び与那原町契約規則の定めるところによる。

9. 問い合わせ先

公告・入札・内容等に関すること

与那原町役場 税務課 砂田 早苗 TEL : 098-945-4477